

富山福祉短期大学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査内規

(目的)

第1条 この内規は、富山福祉短期大学（以下「本学」という）における公的研究費の運営・管理に関し、不正の発生の可能性を最小にし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備・実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規における定義は、「富山福祉短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」第2条によるものとする。

(監査チーム)

第3条 本学における内部監査チームは、最高管理責任者の直轄の組織とする。

2 経理的な側面に対する内部監査チームは、運営会議メンバーをもって充て、学長が指名するリーダーが統括する。

3 ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、「公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」の第13条に定める研究不正防止委員会が兼務して実施する。

(モニタリングの実施)

第4条 公的研究費の運営・管理に関する本学全体のモニタリングは、内部監査チームが実施し、最高管理責任者への報告を行う。

2 内部監査チームは、モニタリングの結果を不正防止対策に反映させるため、研究不正防止委員会において報告・助言等を行い、連携強化を図るものとする。

3 公的研究費の運営・管理に関する部局内のモニタリングは、コンプライアンス推進責任者が行い、必要に応じて改善を指導する。

(内部監査の実施)

第5条 内部監査チームは、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。

(監査手順のマニュアル)

第6条 内部監査チームは、監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら内部監査に関わる関係者間で活用する。

(不正発生要因の分析)

第7条 内部監査チームは、研究不正防止委員会から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。

2 内部監査チームは、公的研究費の運営・管理に関し、本学の実態に即した不正発生

要因について分析を行う。

- 3 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。

(リスクアプローチ監査の実施)

第8条 内部監査チームは、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

2 リスクアプローチ監査として、必要に応じて次の方法を用いる。

- (1) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認し、出勤簿との照合を行う。
- (2) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
- (3) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
- (4) 納品後の物品等の現物確認を行う。
- (5) 取引業者の帳簿との突合を行う。

(報告)

第9条 内部監査チームは、実施した監査結果を、最高管理責任者へ速やかに報告する。

(連携強化)

第10条 内部監査チームは、監事及び会計監査人との連携を強化し、公的研究費が適正に執行されるよう努めるものとする。

2 内部監査チームは、監事に内部統制の整備・運用状況や不正防止計画について、定期的に報告し意見を求める。

(コンプライアンス教育への反映)

第11条 内部監査チームは、監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、本学内で周知を図り、類似事例の再発防止の徹底に努めるものとする。

(改廃)

第12条 この内規の改廃については、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則

1. この内規は、平成27年9月29日から施行する。
2. この規定の施行に伴い、「富山福祉短期大学公的研究費に係る内部監査要綱(平成22年10月1日施行)は廃止する。
3. この内規は、令和3年10月27日から施行する。